

平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会社名 イハラサイエンス株式会社
代表者名 代表取締役社長 長尾 雅司
所在地 東京都港区高輪 3-11-3
(コード番号 5999)
問合せ先 執行役員経営統轄室長 十亀 猛
(03) 6721-6988

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年 6 月 27 日法律第 90 号）による改正後の会社法（以下「改正会社法といいます」）により導入された「監査等委員会設置会社」に移行することを決定いたしました。従いまして、平成 27 年 6 月 19 日（金）開催予定の第 68 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

社外取締役の機能を活用し、取締役会の監督機能を強化することにより、コーポレート・ガバナンスを充実させるとともに、経営の効率化を図る目的で変更するものであります。

(2) 移行の時期

平成 27 年 6 月 19 日に開催を予定している当社第 68 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

①「改正会社法」が本年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

②「改正会社法」によって、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役との間で、責任限定契約を締結することが認められることに伴い、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる取締役の範囲を変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定時株主総会開催日（予定） 平成 27 年 6 月 19 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 27 年 6 月 19 日

以 上

【別紙】

定款（新旧対照表）

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>① 取締役会</p> <p>② 監査役</p> <p>③ 監査役会</p> <p>④ 会計監査人</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（員数）</p> <p>第17条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（選任および解任方法）</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>（任期）</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（取締役会の招集通知）</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>① 取締役会</p> <p>② 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>③ 会計監査人</p> <p>第4章 取締役および取締役会<u>ならびに監査等委員会</u></p> <p>（員数）</p> <p>第17条 当社の取締役<u>（監査等委員である者を除く。）</u>は、12名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>（選任および解任方法）</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>（任期）</p> <p>第19条 取締役<u>（監査等委員である者を除く。）</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>（取締役会の招集通知）</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(新設)	<u>(監査等委員会の招集および議長)</u> 第24条 監査等委員会は、各監査等委員が招集し、予め監査等委員会で定めた取締役が議長となる。 2. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3. 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。
(取締役会の決議の省略) 第23条 (条文省略)	(取締役会の決議の省略) 第25条 (現行どおり)
(取締役会規則) 第24条 (条文省略)	(取締役会規則) 第26条 (現行どおり)
(新設)	<u>(監査等委員会規則)</u> 第27条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
(報酬等) 第25条 取締役の報酬等は、株主総会において定める。	(報酬等) 第28条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において定める。
(社外取締役との責任限定契約) 第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。	(取締役との責任限定契約) 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。
<u>第5章 監査役及び監査役会</u>	(削除)
(員数) 第27条 当社の監査役は、4名以内とする。	(削除)
(選任方法) 第28条 監査役は、株主総会において選任する。	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u> <u>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u> <u>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議において定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> <u>第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第35条～第38条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 計 算</p> <p>第30条～第33条 (現行どおり)</p>